

定期預金共通規定

第1条（取引時確認等）

- (1) 定期預金口座の開設等に際しては法令で定める取引時確認を行います。
この場合、確認に必要な資料の提示または提出を求めます。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合は、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。

第2条（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を取消し、証書式の場合は証書と引換えに、取引店（以下「当店」といいます。）で返却します。

第3条（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第5条第4項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第5条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第4条（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握する必要があると認める場合は、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等のこの定期預金共通規定（以下「本規定」といいます。）に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 第1条第2項により、日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者が、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出た場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第5条（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、次のとおりとします。

当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。なお、通帳において現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して通帳式定期預金の期日解約（満期日当日の解約をいいます。）または予約解約（満期日の前日までに行う解約予約登録をいいます。）を行う場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に通帳を挿入し、口座番号等を正確に入力し

てください。この場合、解約元利金は予め指定された同一名義の預金口座へ自動入金（予約解約の場合は、満期日に）されます。ただし、元金 500 万円未満の定期預金に限ります。また、払戻請求書の提出は必要ありません。

- (3) 前項の手續きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者（本項において法人の場合は、その代表者及び実質的支配者等を含む。）との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ② 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ③ 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

第6条（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。
- また、第1条第2項で届出た、在留資格及び在留期間その他の事項に変更があった場合も当金庫所定の方法により届出てください。
- これらの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める

ことがあります。

- (3) 通帳・証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合、または印章の紛失により改印する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

第7条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条（印鑑照合）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の電子装置に使用された印影（または暗証番号）を届出の印鑑（または暗証番号）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、当金庫がキャッシュカード規定に定める方法によりカード・暗証番号の確認を行い、払戻し、諸届の受付その他当金庫所定の手続きの取扱いをした場合、この取扱いにより生じた損害については、キャッシュカード規定によるものとします。

第9条（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金及び通帳・証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第10条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳または証書は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの。）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。
- また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第11条（休眠預金等活用法に基づく異動事由）

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本号において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
- A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
- B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳・証書の発行（再発行を含む。）、記帳（窓口端末での記帳時に記帳する取引がない場合を除く。）があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと
- A. 方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更。）
- B. 総合口座への組入・組入解除（自動継続式の場合で、かつ平成31年3月1日以降のものに限ります。）
- C. 別表に掲げる注意コードの設定・解除（別表は、本規定の巻末に記載しております。）
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る異動事由が生じたこと（ただし、自動継続式の場合に限ります。）

第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 第 11 条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。
ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）が到来したこと／当該末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日（ただし、自動継続式の場合に限ります。）
 - A. 第 11 条に掲げる事由
 - B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。
ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等（ただし、自動継続式の場合に限ります。）

第 13 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出及び支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第14条（規定の変更）

- (1) 当金庫は、次に掲げる場合には、本規定の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があったものとみなし、個別に預金者と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。
 - ① 本規定の変更が、預金者の一般の利益に適合する場合
 - ② 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- (2) 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。
- (3) 第1項の規定による本規定の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。

第15条（準拠法、裁判管轄）

この預金契約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

北おおさか信用金庫
(2024年10月25日改定)

(別表)

休眠預金等活用法施行規則第4条第3項第3号について契約内容の変更の対象とする注意
コード一覧

案内不要	通帳紛失	証書紛失
カード紛失	印鑑紛失	通帳盗難
証書盗難	本人カード盗難	印鑑盗難
代理人カード紛失	代理人カード盗難	再発行
第三者質権	一括贈与口座	前払金預託口座